

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正について（概要）

- 第 1 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定の削除等
 - 1 外国法事務弁護士（以下「外弁」という。）による弁護士の雇用を禁止する規定を削除する。
 - 2 外弁と弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）との共同事業及び収益分配を禁止する規定を削除し、特定共同事業制度を廃止する。

- 第 2 弁護士を雇用する外弁が権限逸脱行為を行うことの防止措置
弁護士を雇用する外弁が、当該外弁が行うことのできる業務の範囲を超える法律事務（以下「権限外法律事務」という。）の取扱いにつき、被雇用弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をすることを禁止するなど、外弁が権限逸脱行為を行うことを防止するための措置を講ずる。

- 第 3 弁護士等と外国法共同事業を営む外弁が権限逸脱行為を行うことの防止措置
組合契約等により弁護士等と法律事務を行うことを目的とする共同事業（以下「外国法共同事業」という。）を営む外弁が、相手方である弁護士等が自ら行う法律事務であって当該外弁の権限外法律事務に当たるものの取扱いにつき、不当な関与をすることを禁止する。

- 第 4 外弁による弁護士の雇用等に係る届出
外弁による弁護士の雇用又は外弁と弁護士等との外国法共同事業に係る事項につき、外弁に日本弁護士連合会への届出を義務づける。

- 第 5 外国法共同事業の表示
外国法共同事業に係る届出をした外弁については、第 6 に掲げる特例の適用がある場合を除き、その事務所名称に外国法共同事業を営む旨及び相手方である弁護士等の事務所名称を付加することを義務づける。

- 第 6 一定の要件を満たす外国法共同事業を営む事務所の名称についての特例
一定の要件を満たす外国法共同事業を営む外弁の事務所については、「外国法共同事業」との文字を用いて相手方である弁護士等の事務所の名称と同一の名称を使用することができるものとする。

- 第 7 その他所要の改正